

建設局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領の改定について

将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくため、建設局では「週休2日制確保工事」等を実施しているところです。このたび、働き方改革に向けた取組の趣旨を踏まえ、建設局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領の一部を下記のとおり改定いたします。

1 主な改定概要

(1) 週休2日の達成状況に応じた労務費等への補正を廃止

(2) 工事成績評定での評価を実施

ア 完全週休2日を達成した場合は、「創意工夫と熱意」の評価対象項目において、加点対象として評価

イ 週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、「基本的な技術力と成果の評価」の工程管理の評価対象項目において、不備又は減点評価の対象

2 適用日

令和8年10月1日より起工（決定）する案件に適用

3 その他

実施に当たっては、『建設局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領』に基づき行います。

実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できます。

(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html>)

【問合せ先】

建設局総務部技術管理課 S0000402@section.metro.tokyo.jp